

入札公告

「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務」について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和5年6月8日

奈良県立橿原考古学研究所副所長 大峯朝記

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務
- (2) 業務履行場所 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（奈良県橿原市畝傍町50-2）
- (3) 業務内容 別添「仕様書」に示す業務委託の内容のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日～令和6年3月16日（土）
- (5) 入札方法
 - ① 入札は、手配に関する諸経費一切を含めた総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
 - ② 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。詳細は入札説明書によります。

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 参加資格要件

参加できる者は、単独企業とします。

参加する場合は、下記①から⑨の要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 参加表明書の提出の日から落札決定通知の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- ⑤ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- ⑦ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑨ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿（営業種目コード：Q 役務の提供、7諸サービス、⑮その他サービス）に登録をしている者であること。
- ⑩ 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。
- ⑪ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑫ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑭ ⑫及び⑬に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑮ 平成25年4月1日から公告日までに完了した、次の（ア）から（イ）までの全ての業務の元請実績を有していること（契約が異なる複数の業務での実績も可とする）。
- （ア）公共施設（国、地方自治体、及び公共団体）の公開承認施設における常設展示室の展示設計、展示制作（施工）業務（展示内装・展示造作・展示ケースの造作）。
- ※特別展、企画展などの一時的な制作施工を除く。常設を前提とした恒久的な制作施工に限る。但し常設展示室の展示改装は実績として認める。
- （イ）公共施設（国、地方自治体、及び公共団体）の博物館相当施設以上での、常設展示室の映像ソフト、検索ソフト等の設計、制作（施工）業務。
- ⑯ この業務を行う期間中、業務推進責任者（1名）、担当技術者を配置すること。なお、業務推進責任者及び担当技術者は、次の実績及び資格を有し、かつ、「競争入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3ヶ月以上の直接的な雇用関係（代表者可）にある者。
- [業務推進責任者]
- ・博物館等にかかる展示制作業務において推進責任者としての従事実績がある者
- [担当技術者]
- ・博物館法（昭和26年法律第285号）第5条の規定に基づく学芸員資格を有する者。
 - ・一級電気施工管理技士を有する者。

※但し、業務推進責任者及び担当技術者が上記資格を保有している場合は兼務することを認める。

- ⑰ 制作期間中にクラシック音楽録音に適した音楽専用スタジオを準備できること。今回のデジタルミュージアム用コンテンツには新曲を入力する予定のため、演奏者及び音楽専用スタジオの費用等も受諾者側の負担とする。費用に関しては競争参加資格を通過した業者に連絡する。
- ⑱ 仕様書の業務を確実に履行できる者であること。
- ⑲ 現場説明会を下記日程で実施する。入札に参加する者は現場説明会に参加することを必須とする。欠席の場合は応札を認めない。

3. 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書等の交付	令和5年6月8日(木) ～ 令和5年6月16日(金)	奈良県立橿原考古学研究所ホームページからダウンロードしてください。 (ホームページアドレス) http://www.kashikoken.jp
現場説明会	令和5年6月15日(木) 15時00分～ ※参加希望は、「説明会参加申込書」(様式4)をFAXで送付。 提出期限:令和5年6月14日(水)12時00分	[説明会会場] 橿原考古学研究所附属博物館 [申込書提出先] 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 FAX:0744-24-1355
仕様書に関する質問の受付 ※質問は、仕様書等に関することに限ります。	令和5年6月16日(金) 17時まで FAXに限ります。	[提出先] 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 FAX:0744-24-1355 ※「質問書」(様式5)により提出してください。
質問に対する回答	令和5年6月19日(月) (予定)	奈良県立橿原考古学研究所ホームページに掲載します。 (ホームページアドレス) http://www.kashikoken.jp

競争入札参加資格確認 申請書の提出期限	令和5年6月16日（金） 17時必着 ※提出方法は持参または郵送とする。郵送する場合は、簡易書留とし、期限内必着のこと。 また、封筒に「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ業務の一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。	[送付先] 〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町50-2 奈良県立橿原考古学研究所 附属博物館
競争入札参加資格の通知	令和5年6月19日（月） までに入札参加資格申請書に記載された連絡先（FAX及び住所）宛通知する。	
<u>郵便の場合</u> <u>入札提出期限</u>	令和5年6月28日（水） 17時必着（期限までに到達したもののみ有効。） <u>書留郵便に限ります。</u>	[送付先] 〒635-0065 奈良県橿原市畝傍町50-2 奈良県立橿原考古学研究所 附属博物館あて ※封筒の表に「親展」と朱書きしてください。 ※入札書は二重封筒とし、表封筒には、『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務入札書』と朱書きし、企業名を明記し、中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をしてください。
開札	令和5年6月29日（木） 10時00分	[開札場所] 奈良県立橿原考古学研究所 附属博物館 2階 会議室 ※くじ引きを行う場合は、開札後直ちに実施します。

※ 上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）及び正午から午後1時までを除きます。

4. 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める競争入札参加資格確認書類を「3. 入札日程」により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合には、速やかにこれに応じなければなりません。

5. その他

(1) 入札及び競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先及び契約担当

〒635-0065 奈良県橿原市畝傍町50-2

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

電話 0744-24-1185

(2) その他

① 詳細は、入札説明書によります。

② 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

③ 電子ファイルの作成基準は以下のとおりです。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。

(ア) doc 形式 (Microsoft Word 2010 で読み取りが可能なものに限る。)

(イ) docx 形式 (Microsoft Word 2010 で読み取りが可能なものに限る。)

(ウ) xls 形式 (Microsoft Excel 2010 で読み取りが可能なものに限る。)

(エ)xlsx 形式 (Microsoft Excel 2010 で読み取りが可能なものに限る。)

(オ) pdf 形式 (Adobe Reader XI で読み取りが可能なものに限る。)

(カ) jtd 形式 (一太郎 Pro で読み取りが可能なものに限る。)

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとみなす。

エ 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」という。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

以 上